

1. 事業名

ALPS 処理水による風評影響調査事業（令和 5 年度）

2. 事業目的

ALPS 処理水の処分について、政府は、令和 3 年 4 月に、安全性の確保と風評対策の徹底を前提に海洋放出する基本方針を決定し、令和 5 年 1 月には、具体的な海洋放出の時期は本年春から夏頃と見込むと示した。

将来生じ得る風評影響については、現時点では想定し得ない不測の影響が生じ得ることも考えられることから、今後の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するための枠組みとして、基本方針決定以降、「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」を随時開催し、対策ごとに今後 1 年の取組や中長期的な方向性を整理する行動計画の策定等を行ってきた。この行動計画における対策 6 にも含まれるように、今後も機動的に対策を実施していくために、風評影響を継続的に把握していくことが必要である。

本事業は、国内外における風評影響の継続的な把握のために効果的な手法を検討し、それらを活用した必要な情報収集・分析を行うことを目的とする。

3. 事業内容

(1) 調査計画の策定と調査の実施

以下の内容を考慮しながら、資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室（以下、「担当課室」という）と相談の上、調査するデータの種別及び収集頻度・方法（ヒアリングの実施計画を含む。）、収集したデータの分析手法（どのように状況の変化（データの変動等）や風評を把握するのか）、全体スケジュール等について検討し、事業期間（～令和 6 年 3 月 29 日）における調査計画を策定すること。また、策定した計画に基づいて調査を実施し、必要なデータを随時担当課室に提供すること。

- ◆ 対象業種は、漁業、農業、商工業（観光業含む。）、加工・流通・小売業（食品輸出事業者を含む。）。
（その他必要に応じて対象業種を追加的に選定）
- ◆ 対象は、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉を中心とする、全国の都道府県、及びその取引先となる海外諸国。
（調査する内容次第で対象都道府県の選定は相談）
- ◆ 事業者調査（ヒアリング）、卸売価格調査、輸出動向調査、観光動向調査、メディア分析を主な実施内容とすることを想定するが、より適切な調査を行うため、必要に応じて消費者調査、事業者調査（アンケート）など、内容の加除を検討することは妨げない。
- ◆ 農林水産品流通実態調査（農林水産省）、食と放射線に関する消費者意識実態調査（消費者庁）を踏まえて行うこと。

なお、事業期間中は、メディア等に掲載される ALPS 処理水の処分に係る風評に関する情報（ALPS 処理水の安全性を問題視することで、消費や観光等の活動を控えている（買い叩きや買い控え等を行っている）等の情報）や、関係事業者・

自治体等から寄せられた要望、その他調査計画策定後に生じた状況変化等を踏まえ、担当課室と相談の上、必要に応じて調査体制の見直しを行うこと。

また、本事業外で経済産業省等が実施したヒアリング・意見交換の結果について、担当課室から提供を受けるとともにその集約・分類・分析と、必要に応じて更なる追加調査（適正な取引が実施されているか等の実態を把握すべく、事業者への再度のヒアリング）等を実施すること（追加のヒアリングは50回程度を想定）。

(2) 流通関係者向けの情報発信

流通関係者に対して、海域環境や水産物のモニタリングについて理解いただくとともに、そのモニタリング結果を実際の取引の中でどのように活用することが効果的かを検討するため、シンポジウム等のイベントを開催する（事業期間中1～3回程度を想定）。開催に当たっては、会場の確保や参加者の募集、オンライン配信等、必要な事務を担うこと。

(3) 調査で得られた情報の分析・対応策の提案

(1)において実施した調査の結果を分析し、ホームページに掲載する情報の更新、発信すべき内容の重点化のあり方や、買い叩きや買い控え等に対する対応策等の具体的な提案を行うこと。

(4) 来年度の体制についての検討・提案

(1)～(3)における調査・分析結果等を踏まえ、来年度、国内外における風評影響の継続的な把握に向けてどのような体制を構築すべきか検討し、必要に応じて、来年度実施する風評影響調査の計画を提案すること。

(5) 報告書の作成

事業の成果について、報告書を取りまとめ、事務局を經由して担当課室に納入すること。なお、必要部数や書類形式等については、事務局と相談すること。